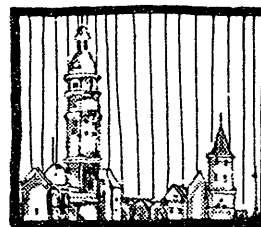


スイスの老齢・遺族保険改正



1969年1月1日より、老齢・遺族保険改正法が施行され、老齢・遺族保険の保険料と給付が大幅に引き上げられた。すなわち、保険料は報酬の4%（被用者2%、雇主2%）から5.2%（被用者2.6%、雇主2.6%）へ、また給付は通常の給付については約30%、補足給付については約25%それぞれ引き上げられた。

スイスでは、老齢・遺族保険の給付はほぼ3年ごとに約1/3ずつ引き上げられてきたが、保険料は20年間すえ置かれている。最近適用範囲の拡大、給付の定期的引き上げ、退職年齢の引き下げなどによって、老齢・遺族保険の支出が収入より急激に伸びているので、保険

料の引き上げが行なわれることになった。

給付の引き上げ

既裁定年金は約30%の引き上げであるが、最低年金はそれ以上の引き上げである。すなわち、老齢年金の最低額は、単身者の場合月200フラン、夫婦の場合月320フラン、寡婦年金の最低額は月160フランになった。

また、1969年1月1日以降の年金は、新しい方式により計算されることになった。すなわち、それは、いままでのように平均年間保険料によって計算されるのではなく、平均年間収入によって計算されることになった。こ

れにより、老齢年金は、単身者の場合月200～400フラン、夫婦の場合月320～640フラン、寡婦年金は月160～320フランとなった。

さらに、1969年1月1日より、新しい給付として、身寄りのない廃疾者に対して月175フランの手当が支給されることになった。

なお、廃疾保険の廃疾年金も、老齢・遺族年金と同じ程度引き上げられ、また廃疾手当も重度の場合月175フランとなった。

年金スライド制の改善

改正法は、年金の購買力、および年金と賃金とのバランスを維持するようにすることによって、年金を経済の動向に合わせる機構を強化、改善した。すなわち、物価の変動に対する調整と賃金の動きに対する調整が別々に行なわれることになった。保険財政の収支均衡および物価に対する年金の相対的地位が今後3年ごとに検討されることになった。もし消費者物価指数が3年間の最初の年のそれを8%以上上回る場合にはもっとたびたび検討が行なわれることになった。同時に全州議会は、年金権開始までに受けた賃金の価値回復

率の再検討を行なうことができるとともに、6年ごとに連邦老齢遺族廃疾保険委員会に賃金に対する年金の相対的地位について検討させることができることになった。そして、もし必要ならば、全州議会は国民議会に対して法改正を要求することができることになった。

保険料の引き上げ

以上のような諸改善にともない、より多くの財源が必要となり、1969年1月1日から老齢・遺族・廃疾保険の保険料がつきのように改定された。

被用者：報酬の2.9%（老齢・遺族保険2.6%，廃疾保険0.3%）

雇主：総支払賃金の2.9%（老齢・遺族保険2.6%，廃疾保険0.3%）

自営業者：所得の5.2%（老齢・遺族保険4.6%，廃疾保険0.6%）。年間所得が16,000フラン未満の場合には、低い料率が適用される。ただし、最低保険料額は年間44.80フラン（老齢・遺族保険40フラン，廃疾保険4.80フラン）

その他の者：年間の最低保険料額44.80フラン，最高保険料額2,260.40フラン（老齢・遺族保険2,000フラン，廃疾保険260.40フラン）

公的負担方式の改善

スイスの老齢・遺族・廃疾保険は、住民を対象とする強制加入保険で、保険料、公的負担（国庫負担および州負担）および積立金利子によって賄われているが、改正法により公的負担の方式が改正された。すなわち、向う3年間についてあらかじめ各年の負担額が決められることになった。この負担額は毎年異なっており、まず1969～71年の3年間については、69年5億7千万フラン，70年5億9千万フラン，71年6億1千万フランとなっている。

公的負担の財源は、州の場合一般収入，また国の場合原則としてタバコおよびアルコール収入である。

補足給付支給最高所得額の引き上げ

十分でない老齢・遺族・廃疾年金を補足し、年金受給者の最低生活を保障するために

一定所得額以下の者に対して補足給付（1965年3月の連邦補足給付法によって設けられた）が支給されているが、この一定所得額が約18%引上げられた。すなわち、補足給付が支給される最高年間所得額は、単身者の場合3,300～3,900フラン，夫婦の場合5,280～6,240フラン，孤児の場合1,650～1,950フランとなった。このほか、この所得額の計算の際の各種控除が引上げられた。

補足給付の支給対象となる所得の最高額は、単身者の場合一般平均賃金の23%（1966年）に相当している。1968年に、最低保障年金を設ける意図から、補足給付の廃止が提案されたが、結局、国民議会で拒否された。

Die "Schweizerische Lösung" : Neue Verbesserung der staatlichen Alters- und Hinterlassenenversicherung, *Soziale Sicherheit*, März 1969, ss. 87~90.

Switzerland : Seventh Revision of the Old-Age and Survivors' Insurance Scheme *International Labour Review*, June 1969, pp. 650~652. Contribution and Benefit Increases in Switzerland, *Social Security Bulletin*, March 1969, pp. 22~23.

（石本忠義 健保連）